

風間浦村空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、風間浦村における空き家の有効活用を通じて、本村への移住及び定住を促進し地域の活性化を図るため、風間浦村空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内に存する建築物で、現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していない戸建て住宅又はこれらと同様の状態にある戸建て住宅（併用住宅を含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 空き家の所有権を有し、売買又は賃貸を希望する個人（複数の個人による共有者を含む。）をいう。
- (3) 空き家バンク 所有者から申請を受けた空き家情報を登録し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し情報を提供する制度をいう。
- (4) 空き家バンク登録者 空き家バンクに空き家を登録している所有者をいう。

(空き家の登録の要件)

第3条 空き家バンクに登録することができる空き家は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 空き家バンクの登録について、当該空き家の所有者全員の承諾が得られていること。
- (2) 相続が完了していること。
- (3) 空き家バンクに登録されている期間中、当該空き家を適正に管理できる者がいること。

(空き家の登録申請等)

第4条 空き家バンクに空き家を登録しようとする者は、風間浦村空き家バンク登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 本人確認書類(運転免許証、個人番号カード等の写し)
- (2) 風間浦村空き家バンク登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)
- (3) 空き家の外観及び内観の写真
- (4) 空き家の登記事項がわかる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(空き家の登録)

第5条 村長は、前条の規定による登録の申込があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、空き家バンクに登録し、風間浦村空き家バンク登録完了通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前条の規定による登録の申込について次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録が適当でないときと認めるときは、風間浦村空き家バンク登録却下通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(1) 所有者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下これらを総称して「暴力団等」という。)又は暴力団等と密接な関係を有する者であるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか村長が不相当と認める者であるとき。

(登録事項の変更)

第6条 前条第1項の規定による登録の通知を受けた者(以下「空き家バンク登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、風間浦村空き家バンク登録事項変更届出書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、速やかに村長に届け出なければならない。

(登録の取消しの届出)

第7条 空き家バンク登録者は、空き家バンクの登録の取消しを希望するときは、風間浦村空き家バンク登録取消届出書(様式第5号)を村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の届出の提出があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するとき、空き家バンクから登録を削除し、風間浦村空き家バンク登録取消通知書(様式第6号)により当該空き家バンク登録者に通知するものとする。

(1) 第4条に規定する申込書、又は第6条に規定する届出書に虚偽の記載があったとき。

(2) 空き家バンク登録者が第5条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(3) 第6条の規定による空き家バンク登録変更届出書(当該空き家等に係る所有権移転の場合に限る。)の提出があったとき。

(4) 第10条第3項に規定する交渉結果報告書による契約締結の報告があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか村長が取消しが必要であると認めるとき。

(登録事項の公表)

第8条 村長は、空き家バンクに登録した空き家に係る情報を村ホームページ等で公表するものとする。

(交渉の申込等)

第9条 空き家バンクに登録された空き家の利用の交渉を希望する利用希望者(以下「交渉申込者」という。)は、風間浦村空き家バンク交渉申込書(様式第7号)に必要事項を記入し、村長に提出しなければならない。ただし、交渉申込者は、同時に複数の空き家バンクに登録された空き家の利用の交渉を申し込むことはできない。

2 村長は、前項の申込書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、風間浦村空き家バンク交渉申込通知書(様式第8号)により当該交渉申込みのあった空き家の空き家バンク登録者に通知するものとする。

3 空き家バンクに登録された空き家の利用の交渉権は、申込受付順を優先する。
(交渉等)

第10条 空き家バンク登録者と交渉申込者との間における空き家バンクに登録された空き家に関する交渉又は売買契約若しくは賃貸借契約(以下「交渉等」という。)については、当事者間で行うものとし、村長は直接これに関与しないものとする。

2 空き家バンクに関する交渉等に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとする。

3 前条第2項の規定により通知を受けた空き家バンク登録者は、遅滞なく空き家の利用に係る交渉を行い、当該交渉が終了したときは、その結果について遅滞なく、風間浦村空き家バンク交渉結果報告書(様式第9号)により村長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 空き家バンク登録者又は利用希望者若しくは空き家バンクの情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。

(2) 無断で個人情報を複写し、又は複製しないこと。

(3) 保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(4) 個人情報の漏洩等の事故が発生したときは、速やかに村長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクの実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。